

日本政策金融公庫融資制度に係る利子補給助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、創業者等の負担軽減と町内産業の発展及び振興を図ることを目的として、株式会社日本政策金融公庫から創業のために必要な資金（次条において「資金」という。）の融資を受けた者に対し、その融資に係る利子の一部を予算の範囲内において助成することに関し、扶桑町補助金等の予算執行に関する規則（昭和50年扶桑町規則第7号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(助成対象者)

第2条 助成対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 扶桑町内に主たる事業所を有する、又は有する予定の個人及び法人
- (2) 新企業育成貸付、食品貸付の新規創業分及び生活衛生貸付の新規創業分の資金の融資（以下「創業資金融資」という。）を受け、その融資に係る利子を納付した者
- (3) 市町村民税、固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険税に滞納がない者（法人の場合は、代表者も含む。）

(助成対象期間)

第3条 助成金の対象となる期間（次条において「対象期間」という。）は、創業資金融資に係る第1回利子の支払日から起算して24月以内とする。

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、対象期間における支払済利子（ただし、延滞に係る利子を除く。）とし、月額1万円を上限とする。ただし、その額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(交付申請及び期限)

第5条 助成金の交付を受けようとする者（次条において「申請者」という。）は、日本政策金融公庫融資制度に係る利子補給助成金交付申請書（様式第1）に、次に掲げる書類を添付して、毎年12月末日までに支払った利子について、当該年度の1月末日までに町長に提出しなければならない。

- (1) 株式会社日本政策金融公庫が証明する創業資金融資に係る利息支払証明書
- (2) 個人にあつては、個人事業の開廃業等届出書の写し（税務署へ提出したもの）

(3) 法人にあっては、法人等設立申告書の写し（扶桑町へ提出したもの）

(4) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認めるもの

2 前項第2号から第4号に規定する書類は、初めて申請した後1年を超えて行う申請については、省略することができる。

（助成金の決定等）

第6条 町長は、助成金の交付申請があったときは、その内容を審査し、助成金の交付を適当と決定した者については、日本政策金融公庫融資制度に係る利子補給助成金交付決定通知書（様式第2）により申請者に通知し、助成金の交付が適当でないとして決定した者については、日本政策金融公庫融資制度に係る利子補給助成金却下通知書（様式第3）により通知するものとする。

（助成金の請求）

第7条 前条に規定する決定通知を受けた者は、速やかに助成金交付請求書（様式第4）により町長に助成金の請求を行うものとする。

（助成金の交付）

第8条 町長は、前条に規定する請求により速やかに助成金を交付するものとする。

（助成金の取消し等）

第9条 町長は、助成金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当したときは、助成金の交付の全部又は一部を取り消すものとする。

(1) この要綱又は助成金の交付決定に付した条件に違反したとき。

(2) 虚偽その他不正の手段により、助成金を受けようとしたとき、又は受けたとき。

2 前項の場合において、町長は、当該取消しに係る部分に関して既に助成金が交付されているときは、当該助成金の返還を命ずるものとする。

（助成金の返還）

第10条 前条第2項の規定により助成金の返還を命じられた者は、助成金を返還しなければならない。

（委任）

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。ただし、施行の日以後に第1回利子の支払日が到来する融資について適用する。

様式第1（第5条関係）

日本政策金融公庫融資制度に係る利子補給助成金交付申請書

年 月 日

扶桑町長 様

住所

名称

氏名

印

電話番号

日本政策金融公庫融資制度に係る利子補給助成金交付要綱第5条の規定により、
助成金の交付を下記のとおり申請します。

助成金交付申請額 金 円

添付書類

- 1 支払額明細書
- 2 利息支払証明書
- 3 支払済額明細書
- 4 納税証明書類（扶桑町外で賦課されている第2条第3号で定める税）
- 5 個人事業の開廃業等届出書の写し
- 6 法人等設立申告書の写し
- 7 委任状（代理申請の場合）

情報開示（提供）に関する同意書

私は、次の事項の情報を扶桑町長に開示（提供）することに同意します。

市町村民税、固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険税の納税状況
（法人の場合は、代表者も含む。）

年 月 日

扶桑町長 様

住所

名称

氏名

印

様式第 2 (第 6 条関係)

日本政策金融公庫融資制度に係る利子補給助成金交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

扶桑町長 印

年 月 日付けで交付申請のあった助成金については、日本政策金融公庫融資制度に係る利子補給助成金交付要綱第 6 条の規定により、金 円を交付することに決定したので通知します。

様式第3（第6条関係）

日本政策金融公庫融資制度に係る利子補給助成金却下通知書

第 号
年 月 日

様

扶桑町長

印

年 月 日付けで交付申請のあった助成金については、日本政策金融公庫融資制度に係る利子補給助成金交付要綱第6条の規定により、下記の理由により却下することに決定したので通知します。

記

却下の理由

様式第4（第7条関係）

助成金交付請求書

年 月 日

扶桑町長 様

住所
名称
氏名 印

年 月 日付け第 号で交付決定通知のありました日本政策金融公庫融資制度に係る利子補給助成金について下記のとおり請求します。

記

請求金額 金 円

振込先

金融機関名	銀行 信用金庫 店 農協
(フリガナ) 口座名義人	
種 別	普通 当座
口座番号	